

中澤 恵子 提出 学位申請論文（課程博士）

『地域社会における「衛生」の普及と受容』審査要旨

論文内容の要旨

本論文は、明治初年から戦後高度成長期頃までの、「衛生」観念の普及と受容について、千葉県を対象に実証的に追求した論考である。

序章では、衛生・保健に関わる研究史を各分野に分けて概観し、本論文の課題を先進的事例だけでなく、また政策論や制度史に偏ることなく、地域の人々の暮らしに即して明らかにすることとしている。

第1章は、明治10年代から大正期まで、衛生知識の普及に大きな役割を果たした私立衛生会の活動を明らかにすることにより、地域の人々にどのような衛生知識が普及したか、またその活動が衛生行政の整備にどのような役割を果たしたかを明らかにする。

第1節では、明治16年に設立された大日本私立衛生会の設立経過、その組織と活動を概観したのち、千葉県に設立された支会・分会などの組織を明らかにし、そのなかでも活発な活動を展開した佐倉分会（後に支会となる）の活動を詳細に検討する。佐倉支会は、明治20年代から大正初年にかけて、演説会・講話会・幻灯会・印刷物などによる衛生知識の普及、看護婦の養成、医療活動などを積極的に展開したことが示されている。

第2節では、明治末期の地方改良運動のなかで私立衛生会設置が奨励され、千葉県では大正2年の郡長会をきっかけに郡を単位とする私

立衛生会の設置が進む経過と、その活動を明らかにしている。郡単位として確認できる4つの私立衛生会の組織・活動を検討し、「郡長指導による行政色の強い画一的な姿に変貌した」ことを示した。

第3節では私立衛生会の果たした役割として、明治期には制度や規則によるよりも奨励により衛生思想を普及させることに努め、それを踏まえ、大正期に至って多人数を擁する衛生会が組織され、衛生思想の普及活動を行ったとする。

第2章は、千葉県における衛生行政の形成を検討した後、コレラなどの伝染病流行を契機に制度が整備される経過を明らかにし、行政の対策に地域住民がいかに対応したかを検討し、住民組織として結成された衛生組合の果たした役割を明らかにする。

第1節では、初代千葉県令となる柴原和のもとで展開された育児政策・衛生行政を見たのち、佐貫藩藩医であつた三枝俊徳の日記により、医学講習所の開設、漢方医への教育や天然痘予防対策がどのように推進されたかを、具体的に明らかにする。

第2節ではコレラ流行を機に衛生行政組織が形成され、さらに強制力を持たせるために警察主導の方向へと進む経過を示し、衛生委員の記録や警察の報告により、流行の状況とそれへの対応を具体的に明らかにした。

第3節では、伝染病流行の防止等に大きな役割を果たした衛生組合の活動を検討する。千葉県では明治20年に清潔法実施・コレラ予防のために衛生組合設置が奨励されていたが、伝染病予防法の改定により、衛生組合設置が義務付けられ、日常的な清潔法の施行、コレラ流行時

の対処法などが作成され、それを相互監視によって徹底していく仕組みとなった。さらに衛生組合の設置状況や情報伝達の実際、避病院の様子について述べる。衛生組合に見られる相互監視は「前近代的な人権抑圧機構」に基いたものとされるが、患者の早期発見・処理、状況把握に有用であり、組合による共同も効果があり、警官・組合長による「懇篤説示」も、最も身近な衛生知識の普及活動として評価する。

第3章は、厚生省設置とほぼ同時期の昭和12年に設置される保健所の活動、戦時下の国民体力法の実施への保健所の関わり、さらには国民健康保険制度が保健国策の中でいかに整備されていったかを明らかにする。

第1節では、保険所の設立経過といくつかの保健所の事業を明らかにしている。大正12年に住民の健康増進、体位の向上を図るために保健所法が公布され、大正末から昭和初年にかけて保健所が設立されていく。木更津や松戸保健所などの刊行物により、事業内容を紹介し、結核や乳幼児・母性の健康相談、環境問題、栄養や飲料水問題、兵営を抱える地区の性病対策など、その事業はきわめて多様であった。昭和15年の国民体力法の施行により、銃後の戦力強化の意味を持つ国民の体力管理も保健所の業務となり、19年には全国に保健所が設置され、設置当初の構想から逸脱した業務を抱えることになったとする。

第2節では、昭和15年施行の国民体力法の準備調査に際し、ハプニングから千葉県全体の幼児・学童・青年43万人が対象になった14年の国民体力管理制度予備調査の実施過程を詳細に検討し、施行後の体力調査については源村を例に明らかにしている。

第3節では、国民健康保険制度を検討する。国保法は13年に公布・施行され、以後の改正により、地方長官が組合設立と加入について強制力を持つようになり、いくつかの村の国保の組織過程・給付・保健指導・保健施設などを明らかにし、設立の経緯や近隣の医療機関の在り方などによる地域差が、国保の事業活動の差を生み出していることを指摘する。

第4章は、荒廃した敗戦後の地域医療の再建と、「保健国策」として戦争に動員された地域医療・衛生行政システムの民主化が、占領下においてどのように進んでいったのかを明らかにする。

第1節では、進駐してきた占領軍のP H W（公衆衛生福祉局）にとって一番の課題は、兵士の健康と身体を守ることであり、そのためにP H Wは花柳病とともに日本の公衆衛生の状態に強い関心を持ち、矢継ぎ早の指令を発し、保健所を占領軍の衛生施策の重要な担い手としたとする。衛生組合は町内会などと同様な役割を果たしていたとして解散されたが、保健所の下部組織的な役割、市町村の行政補助的な役割を担うものとして衛生監視員、衛生班が設置される。衛生監視員の日誌などをもとに、衛生組合解散後も組合の下部組織は実質的に存続し、同様な活動を継続したこと、その必要性をP H Wのトップも認識していたことをあきらかにした。

第2節では、戦争末期に活動を低下させていた保健所が、占領軍の政策で新しい事業を付加され、新保健所法の下で業務を再編され、昭和30年以降は新生活運動の担い手となるが、「衛生思想の普及」を大きな目的としていたことは変わらなかったとする。占領軍・厚生省は、

戦争末期に停止状態にあった国民健康保険制度の復活を奨励する。保険給付事業の強化、市町村営を原則とし、36年に国民皆保険が実現するが、それは戦時下の国保制度の理念・目的でもあったとする。戦後の二つの大きな衛生行政を検討し、衛生組合は廃止されたが、地域社会の仕組みを活用して環境衛生の立て直しが図られ、保健所、国民健康保険制度も戦時期のゆがみを手直ししつつ、戦前・戦時期に樹てられた目的・理念を継承するものであったとする。

終章は、各章をまとめると共に、人々は地域で開催される様々なイベント、地方行政組織の末端が取り組む施策に参加することにより、衛生情報を取得し、生活の中に取り込んでいったこと、さらに戦時期の施策には国家による人的資源の暴力的な扱いがあったが、保健所、国保制度の戦後の展開はこの時期の施策に基いていることを強調する。

論文審査の結果の要旨

本論文の課題は、明治初年から戦後までの「衛生」観念の普及と定着の過程を、千葉県という範囲において実証的に明らかにすることにおかれている。この分野は、医学史・医療史では長い研究史を持つが、歴史プロパーからの研究は社会史・国民国家論が注目され始めた頃からであり、そう長くはない。論者は双方の研究をフォローし、医学史からの研究、社会史的研究からも一定の距離を取りつつ、前述の課題に迫ろうとする。本論文の主要部分を成す、大日本私立衛生会、明治

期・戦後期における衛生組合、保健所、国民健康保険制度などについては、過去十数年の間に発表した論文を改稿し、時代・分野などの足りない部分を補っている。さらに県・郡市町村という行政単位の動向についても、長く千葉県をフィールドにしている強みを生かし、興味ある論点を補い、長期間に亘って、千葉県を対象に、「衛生」観念がどのように普及・定着していったかを具体的に提示することに成功しているといえよう。

第1章では、明治10年代から大正期までの、大日本私立衛生会と千葉県内に設立された支会などの組織と、さまざまな手段による衛生知識の普及などの活動を明らかにし、それが郡長主導による行政色の強い組織に変貌することを示した。明治期の私立衛生会、大正期の行政色の強い衛生会の具体的な活動を丹念に明らかにした点は大きな成果である。

第2章では、明治初年の県令や藩医の活動などをもとに、初期の千葉県における衛生行政がどのように形成されていくかを検討し、コレラ流行を契機に、衛生行政組織が形成され、警察主導へと進む経過を明らかにし、さらに衛生組合の設置により、日常的な清潔法の施行、伝染病流行時の対処法が作成され、相互監視などによって徹底されていく過程が明らかにされる。藩医の日記による明治初期の医療行政の具体的な展開、警察・衛生委員などの効果的な事態把握と指示、さらには組合による効果的な対応など、「相互監視」「人権抑圧」として否定的にとらえられることの多かった対応について、身近な衛生知識の普及として高く評価している点は注目される。

第3章では、大正期から公衆衛生の普及という観点から始まった保健所の設置が、銃後の戦力強化のために戦時期に急速に進展し、国民の体力強化と管理のために、保健所設置が義務付けられ、戦時特有の課題も課せられたことを明らかにした。さらに保健国策の一環として導入された国民健康保険の地域差についても、具体的に明らかにする。論者が指摘するように、十分な分析なしに、「保健国策」「戦力強化」「ファシズム」といった形容で評価されてきた戦時期の衛生行政を、保健所・健康保険組合の具体的な活動の研究によって捉えなおそうとするところは高く評価される。

第4章では、荒廃した医療環境の中に進駐してきた占領軍公衆衛生福祉局が、衛生組合を解散させる一方、占領軍・厚生省は保健所を軸に衛生班など衛生組合と同様な組織を存続させ、衛生行政・新生活運動の担い手として重視し、また戦時期に休止状態にあった健康保険制度も奨励し、復活させていったことを明らかにした。戦前に形成され、戦時期に新たな役割を与えられた衛生組合・保健所・健康保険制度について、時代による役割の変化を具体的に明らかにした所は、大変興味深く、評価される。

ただ、詰めるべき論点、果たすべき課題も残されている。その第一は、研究史の整理の中から方法論と課題をいかにして設定するかという問題である。従来の研究を一言で整理するのではなく、「権力的対応」が衛生行政に何をもたらしたのか、「隣保共助」はいかなる特質を与えたのかといった視点を導入し、衛生行政・衛生思想の浸透・普及を批判的にとらえることも求められる。

第二に、行政や地域の対応が豊富な史料によって具体的に描かれているが、もう一段階の踏込を期待したい。行政や団体・地域が何をしたのかは具体的に描かれているが、それを受け取る側はどのように認識したのか、といった所までは踏み込まれていない。また、医師の日記など興味深い史料が見られるが、そうした史料によってもう一段階切り込んだ研究がなされれば、より豊かな像が結ばれるであろう。

いくつかの残された課題はあるが、医学史・医療史の範囲にとどまるのではなく、また社会史的・国民国家論的研究に収れんさせるのではなく、千葉県という比較的広範な地域を対象に、明治初年から昭和30年代までという長いスパンに亘って、衛生行政の展開、衛生思想の普及・定着がどのように進み、現在の日本社会の衛生的・健康的な環境が形成されてきたかを明らかにする点で、説得的な実証・論を展開することに成功している。

よって本論文の提出者中澤恵子は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があるものと認められる。

平成26年2月15日

主査 國學院大學教授	上山和雄 ㊞
副査 國學院大學教授	根岸茂夫 ㊞
副査 九州大学名誉教授 國學院大學大学院兼任講師	有馬 学 ㊞